

特定接種の接種体制に関する覚書

内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付の代表者 内閣参事官 原 幸太郎(以下「甲」という。)と内閣共済組合内閣府本府支部長内閣府大臣官房長 河内 隆(以下「乙」という。)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第6条の規定に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日閣議決定)の別添の(2)に定める職務に従事する甲の職員■人分の特定接種を行うこと。なお、接種場所については、内閣共済組合内閣府診療所(東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館2階)とする。

以上

以上の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成29年1月5日

甲 東京都千代田区永田町二丁目4番12号
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付
代表者 内閣参事官 原 幸太郎

乙 東京都千代田区永田町一丁目6番1号
内閣共済組合内閣府本府支部長
内閣府大臣官房長 河内 隆

